

# 諸外国等における経済の電子化 を踏まえた課税の動向等に係る 調査研究事業

調査報告書概要版

EY税理士法人

令和3年(2021年)3月31日

# 目次

---

第1章 事業概要

第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

第3章 企業の海外展開に係る我が国及び諸外国の税制の概要

# 事業概要

# 第1章 事業概要

---

## 第1節 事業目的

---

- ▶ 本事業は、我が国が適切な課税権を確保しつつも、産業政策に整合的な制度を検討するための材料を得るため、諸外国又は地域の政府又は産業界における経済への電子化への対応等の議論の状況及び我が国企業の海外展開に係る我が国及び諸外国の税制の内容等について、調査及び分析を行うものである。

## 第2節 実施内容

---

- ▶ 本事業において、EY税理士法人は、次の2つの業務を実施した。
  - ▶ 経済の電子化への対応状況や税制の動向等に関する調査及び分析
  - ▶ 企業の海外展開に係る我が国及び諸外国の税制の内容及び趣旨等に関する調査
- ▶ これらの調査は、特段の断りがない限り、令和3年(2021年)1月31日時点の公開情報に基づく。

# 第1章 事業概要

---

## 第3節 報告書の構成

---

- ▶ 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関する議論の状況では、経済の電子化への対応状況や税制の動向等に関する調査及び分析の結果を記載している。
  - ▶ OECD、EU、米国、英国、ドイツ、フランス及びカナダを対象とした。
  - ▶ まず、対応状況を時系列で記載した。
  - ▶ 次に、昨年度事業\*の成果を踏まえ、2020年2月から2021年1月に公表された文書等の中で注目すべきものを解説した。
  - ▶ 最後に、これらの調査等を踏まえて、経済の電子化への対応としてOECDで現在検討されている措置が、我が国の税制に導入が検討される場合に想定されるの論点例を整理した。
- ▶ 第3章 企業の海外展開に係る我が国及び諸外国の税制の概要では、企業の海外展開に係る我が国及び諸外国の税制の内容及び趣旨等に関する調査の結果を記載している。
  - ▶ 日本、米国、英国、ドイツ、フランス及びカナダを対象とした。
  - ▶ 税制の概要、法人間二重課税に対する対応方法、国外源泉所得に対する課税のあり方、タックス・ヘイブン対策する税制に相当する措置等の概要、研究開発に関する措置の概要を解説した。
- ▶ 本書は、報告書の概要版である。

(\*) 令和元年度内外一体の経済成長戦略構築に係る国際経済調査事業（諸外国等における経済の電子化を踏まえた課税の動向等に係る調査研究事業）

# 経済の電子化に伴う税制 上の課題への対応に関連 する議論の状況

# 第1節 OECD

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 1. 経緯

- ▶ 主な出来事は、次のとおり。

日程	出来事
2015年11月	BEPSプロジェクトに係る最終報告書の公表
2018年3月	経済の電子化に伴う税制上の課題への対処に関する中間報告書の公表
2019年1月	ポリシーノート公表
2019年5月	作業計画の公表
2020年10月	<u>Pillar 1及びPillar 2に関するブループリント並びに経済影響分析の公表</u>
2021年1月	<u>パブリックコンサルテーションミーティングの実施</u>

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD ▶ 2. 報告書等 ▶ 2.1 Pillar 1に関するブループリント

### Pillar 1の目的

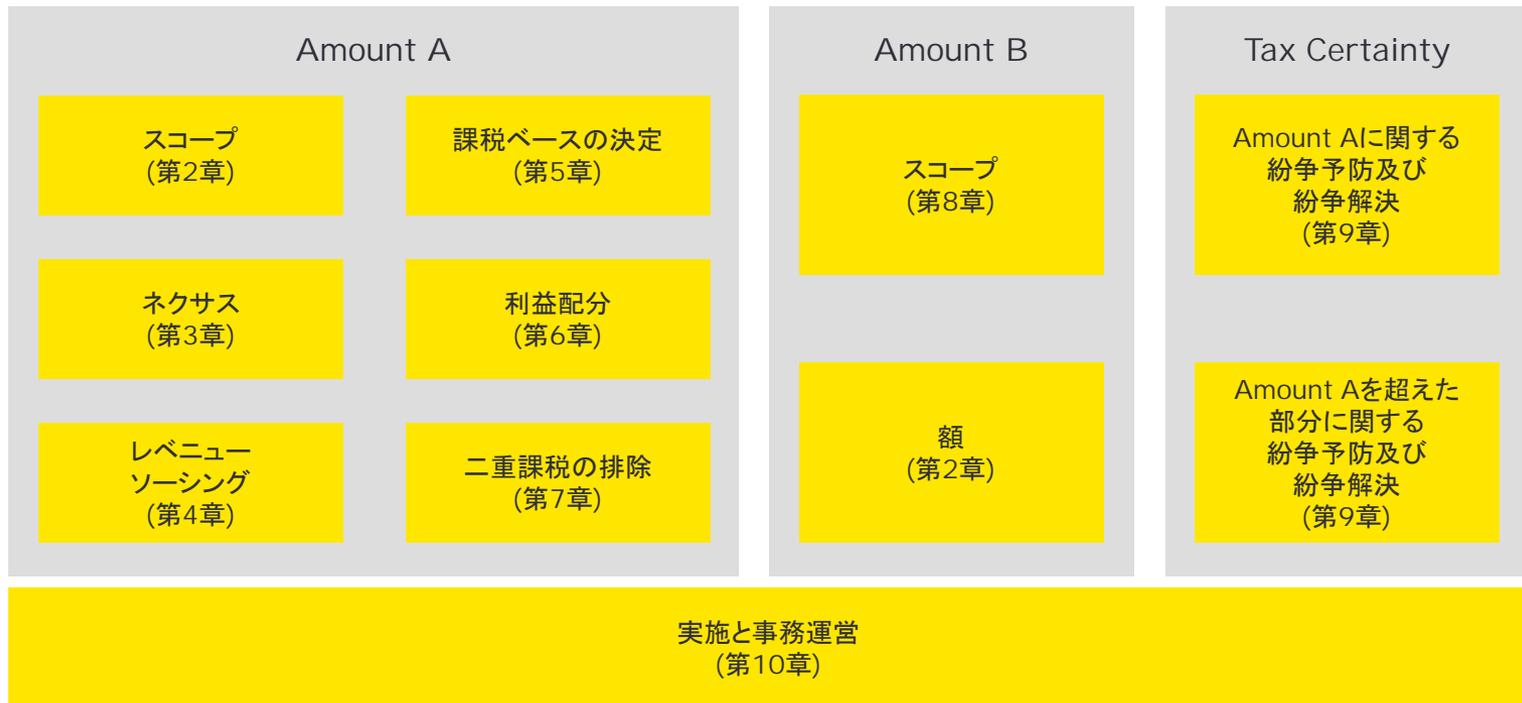
- ▶ Pillar 1は、利益配分ルールとネクサスルールの改正を通じて、国際的な所得課税システムを新しいビジネスモデルに対応させることを目的としている。
  - ▶ この文脈において、Pillar 1は、市場国 (market jurisdiction) の課税権を拡張するものとなっている。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.1 Pillar 1に関するブループリント

### Pillar 1に関するブループリントの構成

- ▶ Pillar 1に関するブループリントは、次の図表\*のとおり、3つの構成要素及び11のビルディングブロックから構成される。



(\*) 図表内括弧書きは、Pillar 1に関するブループリントにおける各章との関係を示している。  
なお、本書においては実施と事務運営の記載をしていないが、報告書においては記載している。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.1 Pillar 1に関するブループリント

Amount A

概要

- ▶ Amount Aとは、多国籍企業グループ又はそのセグメントレベルで計算された残余利益の一部に対する市場国の新たな課税権の創設に関連する構成要素をいう。
- ▶ 具体的には、次のプロセスによって、Amount Aを判定し、利益の再配分を実施する。



# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.1 Pillar 1に関するブループリント

### Amount A

### 計算プロセス

- ▶ Amount Aの対象となる多国籍企業グループの決定 (スコープ)
  - ▶ Step 1: 連結売上高に基づく閾値の適用
    - ▶ 具体的な金額は、示されていない。
  - ▶ Step 2: 本国市場以外で得ている対象となる収入の額に基づく閾値の適用
    - ▶ 活動テストを行い対象となる収入を区分する。
      - ▶ 対象となる活動は、Automated Digital Services (以下「ADS」という。)及びConsumer Facing Business (以下「CFB」という。)の2つである。
    - ▶ 当該対象となる収入の合計額が、当該閾値以上かどうかを確認する。
    - ▶ 閾値を超えている場合、当該対象となる収入に対して、収入の源泉を判定する。
      - ▶ 収入の源泉を判定するルールを、レベニューソーシングルールという。
    - ▶ 国外源泉となる対象となる収入の合計額が、当該閾値以上かどうかを確認する。
    - ▶ 閾値を超える場合、Amount Aの対象となる。

対象となる収入かどうかの判定及び収入の源泉の判定は、取引ごとの判定が求められることから、実務上、取引時点で行うことが想定される。そのため、Step 1の閾値を超えた多国籍企業グループは、これらの判定が必要なる可能性がある。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.1 Pillar 1に関するブループリント

Amount A

計算プロセス

- ▶ 再配分の対象となる利益の計算 (課税ベース)
  - ▶ Step 3: 多国籍企業グループ全体の利益又は利益率の計算
    - ▶ 利益を対象となる収入と対象とならない収入でプロラタ分割する、又は対象となる収入に多国籍企業グループ全体又はセグメント別の利益率を乗じることにより算定することから、まず、多国籍企業グループ全体の利益を計算する。
    - ▶ 連結財務諸表を出発点として計算する。
      - ▶ 会計基準間の調整 (book to book)は、原則として不要とされる。
      - ▶ 連結財務諸表を、参加国の課税標準に近づける観点からの調整 (book to tax)は、必要。
  - ▶ Step 4: セグメント別の利益又は利益率を用いるべきかの判定
    - ▶ 全世界収入金額が一定未満の場合、事務負担の観点から、セグメント別利益の計算は免除 (exemption)又は任意適用 (safe harbour)とされる。
    - ▶ セグメント別計算が必要かどうか、必要とされる場合に開示セグメントを用いてよいかどうかは、セグメンテーション・ホールマークに照らして検討する。
      - ▶ 具体的には、IAS14 (IFRS 8の前身)の定義に照らして、一つのセグメントとして取り扱ってよいか、開示セグメントを使ってよいかを検討する。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.1 Pillar 1に関するブループリント

Amount A

計算プロセス

- ▶ 再配分の対象となる利益の計算 (課税ベース) (続き)
  - ▶ Step 5: グループ全体又はセグメントの利益の計算及び損失等の通算
    - ▶ グループ全体又はセグメント別の利益を計算する。
    - ▶ 過年度に対して同様に計算した損失がある場合には、通算する。
      - ▶ 経過措置として、制度適用前の損失についての考慮が検討されている。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.1 Pillar 1に関するブループリント

Amount A

計算プロセス

- ▶ 利益を再配分すべき市場国の特定 (ネクサステスト)
  - ▶ Step 6: 市場国での収入等に基づく判定
    - ▶ ある国又は地域が利益を再配分すべき市場国かどうかを、当該国又は地域が1年間に対象となる収入を一定以上得ているかどうか等により判定する。
      - ▶ 対象となる収入がADSかCFBかによって判定基準を変えることが検討されている。
    - ▶ 利益を再配分すべきとされた市場国を、適格市場国 (eligible market jurisdiction) という。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.1 Pillar 1に関するブループリント

Amount A

計算プロセス

### ▶ 利益の再配分

#### ▶ Step 7: Step 6で特定した市場国への配分キーを用いた利益の再配分

- ▶ 利益が収益性に関する閾値を超えているかどうかを判定する。
  - ▶ 収益性に関する閾値は、再配分する利益を残余利益に限定するために設定され、収入に対する税引前利益の割合で計算される。
  - ▶ 閾値を超えている場合、超えている部分に再配分割合 (reallocation percentage) を乗じた部分を、配分キー (allocation key) に従って適格市場国に配分する。
    - ▶ 利益を対象となる収入と対象とならない収入でプロラタ分割することで課税ベースを計算する場合、適格市場国に配分される利益は、以下の計算式により、決定されると考えられる\*。  
$$\{ \text{課税ベース} - (\text{全世界収入金額} \times \text{収益性に関する閾値}) \} * \text{再配分割合} * \text{適格市場国における対象となる収入金額} / \text{全世界収入金額}$$
    - ▶ 対象となる収入に多国籍企業グループ全体又はセグメント別の利益率を乗じることで課税ベースを計算する場合、適格市場国に配分される利益は、以下の計算式により、決定されると考えられる\*。  
$$\text{適格市場国における対象となる収入金額} * (\text{多国籍企業グループ全体の利益率} - \text{収益性に関する閾値}) * \text{再配分割合}$$

(\*) 多国籍企業グループ全体の利益又は利益率で計算する場合

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD ▶ 2. 報告書等 ▶ 2.1 Pillar 1に関するブループリント

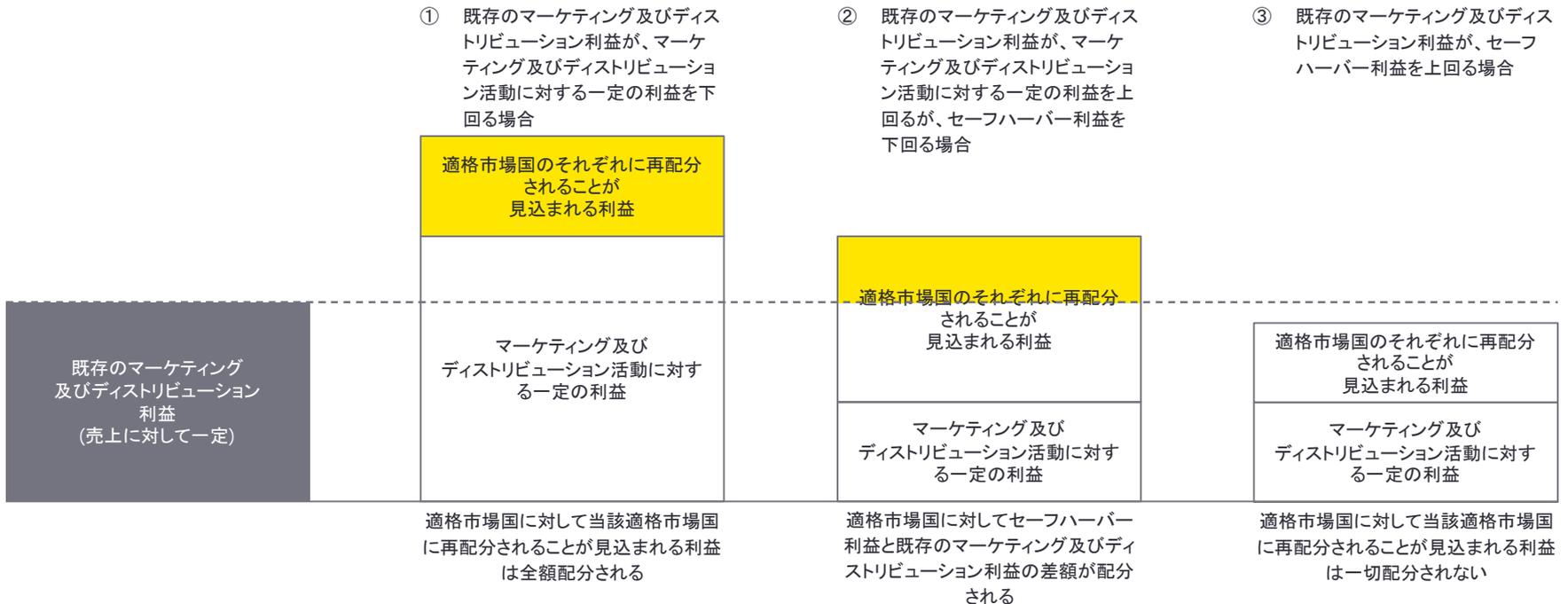
Amount A

計算プロセス

### ▶ 二重計上問題へ対応

#### ▶ Step 8: マーケティング及びディストリビューションセーフハーバー等による調整

- ▶ 残余利益に対する課税権を既に有する市場国に利益が再配分されることは、直感に反する(counter intuitive)ことから、次のような調整等を行うことが検討されている。



# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.1 Pillar 1に関するブループリント

Amount A

計算プロセス

- ▶ 再配分される利益の既存のルールにおいて利益が属している国からの控除
  - ▶ Step 9: 支払事業体の特定及び利益の控除
    - ▶ 各適格市場国に配分される利益を、負担する事業体を特定する。
      - ▶ 負担する事業体を、支払事業体 (paying entity) という。
      - ▶ 活動テスト及び収益性テストによって特定された潜在的な支払事業体のうち、市場との関連性に基づく優先テストにより市場国と関連するとされた事業体が、支払事業体となる。
        - ▶ 活動テストは、定性的な評価。既存の移転価格文書化等を用いる。
        - ▶ 収益性テストは、定量的な評価。Pillar 2に関するブループリントにおけるサブスタンス・カーブアウトに沿った形で実施される。
        - ▶ 市場との関連性に基づくテストは、定性評価。活動テストで特定された活動と関連する取引が行われていること等により特定する。
    - ▶ 支払事業体が負担する利益は、収益性テストにおいて算定した利益までであり、支払事業体が十分な利益を有していない場合や支払事業体を市場国との間に関連性を見出すことができない場合は、十分な利益を有している事業体でプロラタ配分される。
    - ▶ 支払事業体においては、所得免除法又は税額控除法により、二重課税が調整される。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.1 Pillar 1に関するブループリント

Amount A

計算プロセス

- ▶ 申告及び税の確実性プロセス
  - ▶ Step 10: セルフアセスメント申告及び税の確実性プロセス申請の提出
    - ▶ 企業は、標準化されたAmount Aのセルフアセスメント申告及び文書化パッケージを準備し、リード税務当局に提出する。
    - ▶ また、企業は、リード税務当局に対して、税の確実性プロセスを開始するよう請求する。
      - ▶ リード税務当局は、多国籍企業グループが構成事業体を有する国又は地域と適格市場国に対して、提出されたセルフアセスメント申告と文書化パッケージの交換を行う。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.1 Pillar 1に関するブループリント

### Amount B

### 概要

- ▶ Amount Bとは、独立企業原則と整合的な形で、市場国において物理的な存在を有しながら行われるベースラインマーケティング及びディストリビューション活動に対して一定のリターンを設定することに関連する構成要素をいう。
  - ▶ ある事業体又は取引がAmount Bの対象となった場合、対象となった取引の適切な独立企業間価格は、Amount Bに基づき設定された一定のリターンと推定される。
  - ▶ 当該事業体は、他の移転価格算定方法を用いることが最適であることの証拠を提出した場合、他の移転価格算定方法を用いることができる。
- ▶ Amount Bは、次の2つを目的としている。
  - ▶ 税務当局における事務運営を簡素にし、納税者におけるコンプライアンス負担を低減すること
  - ▶ 税の確実性を向上させ、税務当局と納税者との間の紛争を減少させること

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.1 Pillar 1に関するブループリント

### Amount B

### 対象となる事業体及び取引

- ▶ Amount Bの対象となる事業体は、多国籍企業グループの製品を販売するためのベースラインマーケティング及びディストリビューション活動を遂行する、市場国に居住する事業体(以下「ディストリビューション事業体」という。)
- ▶ Amount Bの対象となる取引は、次の関連者間取引である。
  - ▶ 居住地国における主に非関連者である顧客に対して再販売を行うための国外の特殊関連企業からの製品の購入及びそれに関連するベースラインディストリビューション活動の遂行
  - ▶ 居住者であるディストリビューション事業体による、国外の特殊関連企業と取引又は契約を行った上での、ベースラインマーケティング及びディストリビューション活動の遂行

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.1 Pillar 1に関するブループリント

Amount B

一定のリターンの設定

- ▶ 一定のリターンを算定する際の最適な移転価格算定方法として、取引単位営業利益法 (Transactional Net Margin Method, TNMM)があげられている。
  - ▶ この場合の利益水準指標 (Profit Level Indicator, PLI)は、売上高に対するものが望ましいとされている。
  - ▶ また、その他の利益水準指標や用いるべき利益に関しては、検討中とされている。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.1 Pillar 1に関するブループリント

### Tax Certainty

### 概要

- ▶ Tax Certaintyとは、効果的な紛争予防及び紛争解決メカニズムを通じて税の確実性を改善するプロセスを構築することに関連する構成要素をいう。
- ▶ Tax Certaintyは、紛争予防と紛争解決メカニズムの向上を通じて、税の確実性を向上させることを目的としている。
- ▶ 次の2つから構成される。
  - ▶ Amount Aに対する紛争予防及び紛争解決メカニズム
  - ▶ Amount Aを超えた部分に対する紛争予防及び紛争解決メカニズム

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.1 Pillar 1に関するブループリント

### Tax Certainty

### Amount Aに対する紛争予防及び紛争解決メカニズム

- ▶ 全ての影響を受ける税務当局が個別に多国籍企業グループのAmount Aに関する計算と配分に対して検証及び調査を行い、既存の二国間の紛争解決メカニズムを通じて潜在的な紛争に対処することは、不可能ではないにしても、実務的ではない (impractical, if not possible)とされる。
- ▶ そのため、Amount Aの全ての要素に関する、早期の税の確実性を提供する、明確で事務運営可能な義務的かつ拘束的な紛争予防プロセスが含まれている。
  - ▶ パネルメカニズムに基づき実施される。
  - ▶ 多国籍企業グループがその結果を受けていた場合、多国籍企業グループと全ての影響を受ける税務当局は結果に拘束される。
    - ▶ パネルに参加する税務当局は代表制であるが、パネル参加しているかどうかに関わらず、全ての影響を受ける税務当局が拘束される。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.1 Pillar 1に関するブループリント

### Tax Certainty

### Amount Aを超えた部分に関する紛争予防及び紛争解決メカニズム

- ▶ 次の3つが検討されている。
  - ▶ 既存の紛争予防プロセスの改善
  - ▶ 相互協議の改善
  - ▶ Amount Aを超えた部分に関する拘束的な紛争解決メカニズム
- ▶ Amount Aを超えた部分に関する拘束的な紛争解決メカニズムは、4つの場合に分けた適用が検討されている。
  - ▶ Amount Aの対象となる納税者に対する、移転価格と恒久的施設に関連する全ての紛争に対して、新たな義務的かつ拘束的な紛争解決メカニズムの提供
  - ▶ その他の納税者に対する、義務的かつ拘束的な紛争解決メカニズムの提供、又は義務的ではあるが拘束的ではない紛争解決メカニズムの提供及びモニタリングの実施
  - ▶ Amount Bに関連する紛争に対する、新たな義務的かつ拘束的な紛争解決メカニズムの提供
  - ▶ 相互協議がほとんど発生していない途上国に対する、選択制の拘束的な紛争解決メカニズムの提供

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.2 Pillar 2に関するブループリント

### Pillar 2の目的

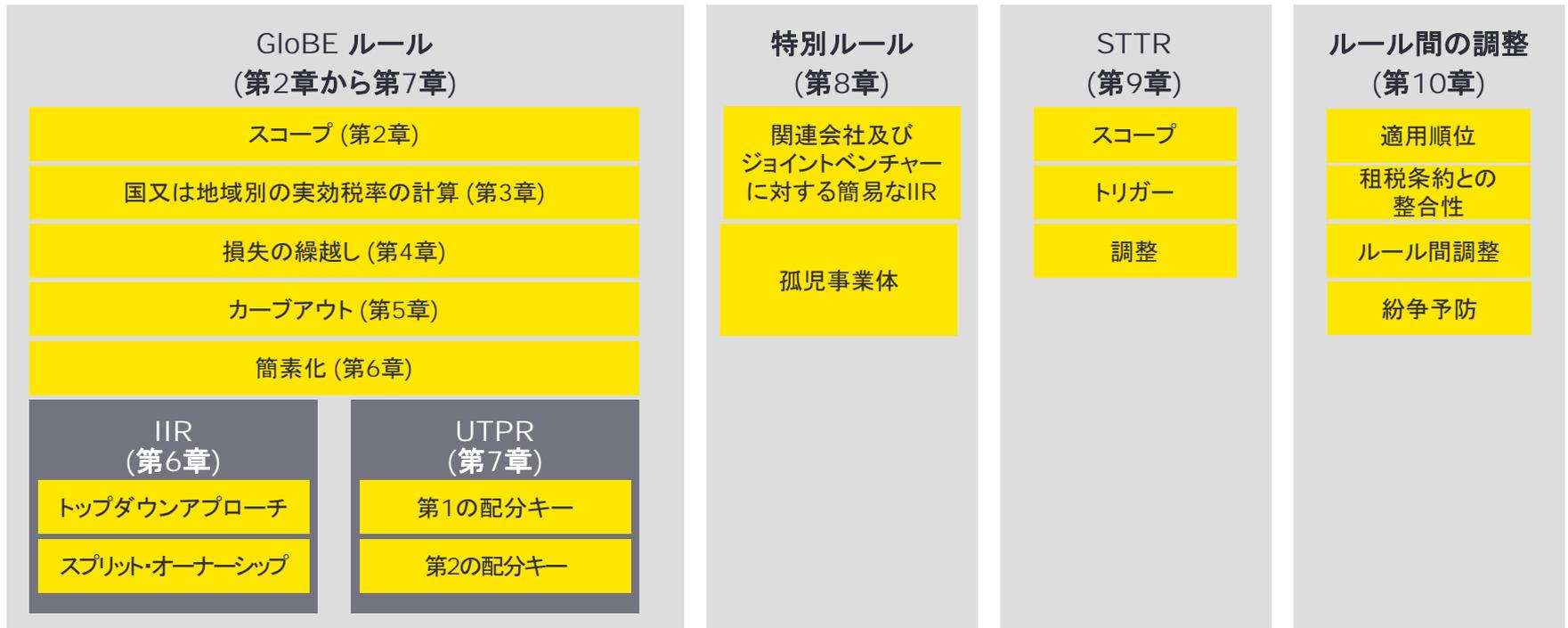
- ▶ Pillar 2は、残されたBEPSの課題に対処し、全ての国際的に事業を行う者がその本拠とする場所や事業を行う国又は地域に関係なく、最低水準の税を支払うことを確保することを目的としている。
- ▶ 各国がPillar 2を導入するかは各国の問題とされるが、導入する国はGloBEルールに沿った形で導入しなければならないとされている。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD ▶ 2. 報告書等 ▶ 2.2 Pillar 2に関するブループリント

### Pillar 2に関するブループリントの構成

- ▶ Pillar 2に関するブループリントは、次の図表\*のとおり、4つの構成要素から構成される。



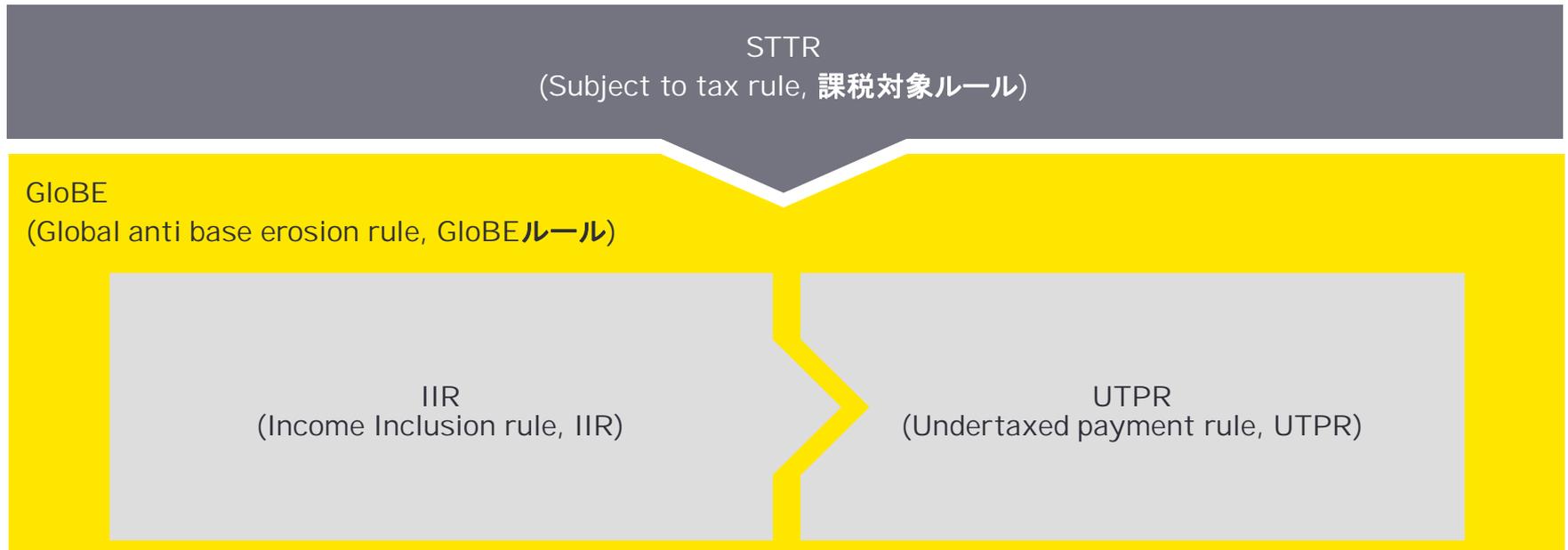
(\*) 図表内括弧書きは、Pillar 2に関するブループリントにおける各章との関係を示している。  
なお、本書においては特別ルールとルール間の調整の記載をしてないが、報告書においては記載している。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.2 Pillar 2に関するブループリント

### Pillar 2の制度適用のイメージ

- ▶ Pillar 2の制度適用イメージは、次のとおり。



# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.2 Pillar 2に関するブループリント

### GloBEルール

### 概要

- ▶ GloBEルールは、Pillar 2の目的を達成する上での主要なルールとされる。
- ▶ GloBEルールの特徴は、次の2つのルールが分離していることにある。
  - ▶ 追加課税されるべき税額 (以下「トップアップ税額」という。)を計算するルール
  - ▶ 計算された税額に関して、多国籍企業グループ内のどの事業体がどのように納めるべきかを特定するルール
    - ▶ GloBEルールは、一般に、IIRとURPRから構成されるルールとされるが、追加課税されるべき税額を計算する部分は共通している。
    - ▶ そのため、IIR及びUTPRは、追加課税されるべき税額を多国籍企業グループ内のどの事業体がどのように納めるべきかを特定するルールの区分といえる。

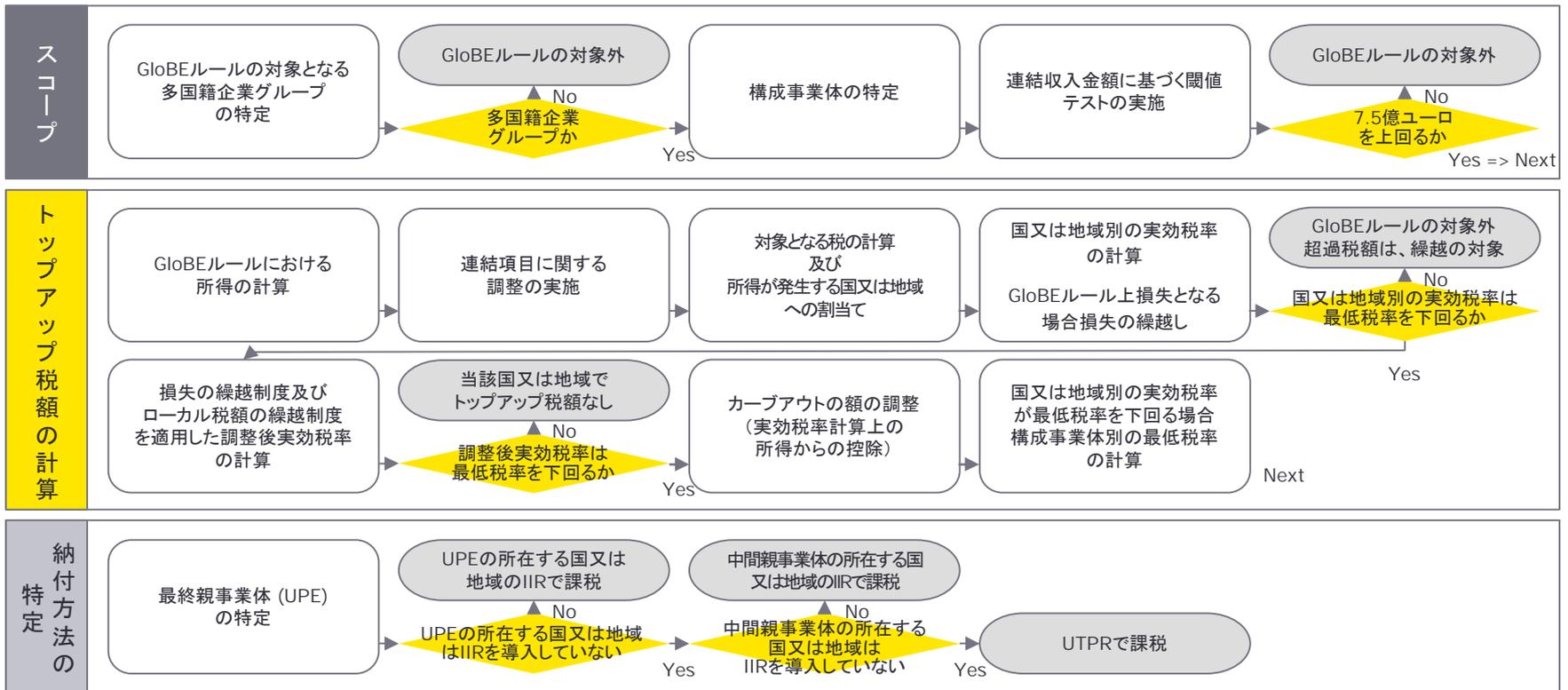
# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD ▶ 2. 報告書等 ▶ 2.2 Pillar 2に関するブループリント

GloBEルール

計算プロセス

▶ GloBEルールの計算プロセス\*は、次のとおり。



(\*) なお、多国籍企業グループ内の事業体において少数株主が存在しない場合のプロセスである。少数株主が存在する場合、納付方法の特定において、スプリット・オーナーシップ、IRとUTPRの優先順位の問題等が発生するため、さらに複雑となる。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.2 Pillar 2に関するブループリント

### GloBEルール

### スコープ

- ▶ GloBEルールの対象となる多国籍企業グループは、除外事業体 (excluded entity)に関する規定を除いて、国別報告書 (以下「CbCR」という。)と同様である。
  - ▶ **支店や税務上の透明事業体は、原則として別の構成事業体となる。**
  - ▶ GloBEルールにおいては、各構成事業体がどこの国又は地域に所在するものとして取り扱うかに関するルールが、詳細に定められている。
- ▶ 除外事業体に関する規定は、除外しなければ最終親事業体となる構成事業体を構成事業体でないものとして取り扱うことにより、GloBEルールの適用から除外するルールをいう。
  - ▶ 投資ファンド、年金ファンド、政府の事業体、国際的な機関、非営利組織、投資家段階課税に服する一定の最終親事業体が対象とされる。
  - ▶ 対象となった場合、トップアップ税額を計算することとなるが、これらの事業体はその所在地国で税制上の特別措置の対象となっており、トップアップ税額が発生し、課税されることが背景とされる。
    - ▶ **最終親事業体以外の構成事業体は、トップアップ税額の計算の関係から問題が発生せず、原則として対象外となる。**
- ▶ 連結総収入金額に基づく閾値に関して、**年間7.5億ユーロの連結総収入**を得ている多国籍企業グループを対象とすることが検討されている。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.2 Pillar 2に関するブループリント

### GloBEルール

### トップアップ税額の計算

- ▶ トップアップ税額は、構成事業体の属する国又は地域別の実効税率と最低税率の差額 (トップアップ税率)を計算し、それを当該国又は地域における構成事業体の所得に乗じることで計算される。
- ▶ 国又は地域別の実効税率の分母となる所得は、各構成事業体の所得を計算した上で、それらを国又は地域別に通算することにより、計算される (国又は地域別ブレンディング)。
- ▶ 各事業体の所得は、各構成事業体の財務会計の値をベースとしつつ、参加国の課税標準に近づける観点からの調整 (book to tax)が行われる。
  - ▶ 各構成事業体の財務会計の値については、最終親事業体の財務会計基準に従うことが必要とされるが、そのようなものがない場合には、最終親会社の連結財務諸表を作成する際に用いた数値の利用が認められている。ただし、重要な差異が生じない場合に限られる。
  - ▶ 最終親事業体の財務会計基準は、IFRS又はIFRSと同等と考えられる会計基準であることが求められる。ただし、重要な競争上の歪みをもたらさない場合は、その他の会計基準も用いることができる。
  - ▶ 課税標準に近づける観点からの調整においては、原則として永久差異が調整され、一時差異は損失の繰越し等によって対応される。
    - ▶ 例えば、配当や株式譲渡益は、永久差異として所得から除外される。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.2 Pillar 2に関するブループリント

### GloBEルール

### トップアップ税額の計算

- ▶ 国又は地域別の実効税率と分子となる税額は、各構成事業体の税額を計算した上で、それらを所得に紐づける形で国又は地域に割り当てることにより計算される。
  - ▶ 配当に係る源泉税や配当を受取った構成事業体で課された税額は、その配当を支払った構成事業体の所在する国又は地域に割り当てられる。
  - ▶ タックス・ヘイブン対策税制等により親事業体で課された税額は、その所得が発生した構成事業体の所在する国又は地域に割り当てられる。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.2 Pillar 2に関するブループリント

### GloBEルール

### トップアップ税額の計算

- ▶ 国又は地域別の実効税率の計算においては、さらに、次の2つの調整が行われる。
  - ▶ 損失の繰越し等の調整
  - ▶ サブスタンスカーブアウトの調整
- ▶ 損失の繰越し等の調整においては、一時差異に対応する観点から、次の3つの調整枠組みが設けられている。
  - ▶ 損失の繰越し制度
  - ▶ IIR税額控除制度
  - ▶ ローカル税額の控除制度
- ▶ サブスタンス・カーブアウトの調整においては、GloBEルールの対象となる所得を無形資産に関連する所得等の最もBEPSリスクが疑われる所得である超過利得に絞りこむ観点から、次の合計額を、実効税率計算上の分母となる所得から除くことが提案されている。
  - ▶ 適格従業員の適格給与支払費用 \* 一定の割合の額 (労務費要素)
  - ▶ 有形固定資産に関する減価償却費 \* 一定の割合の額等の合計額 (有形資産要素)

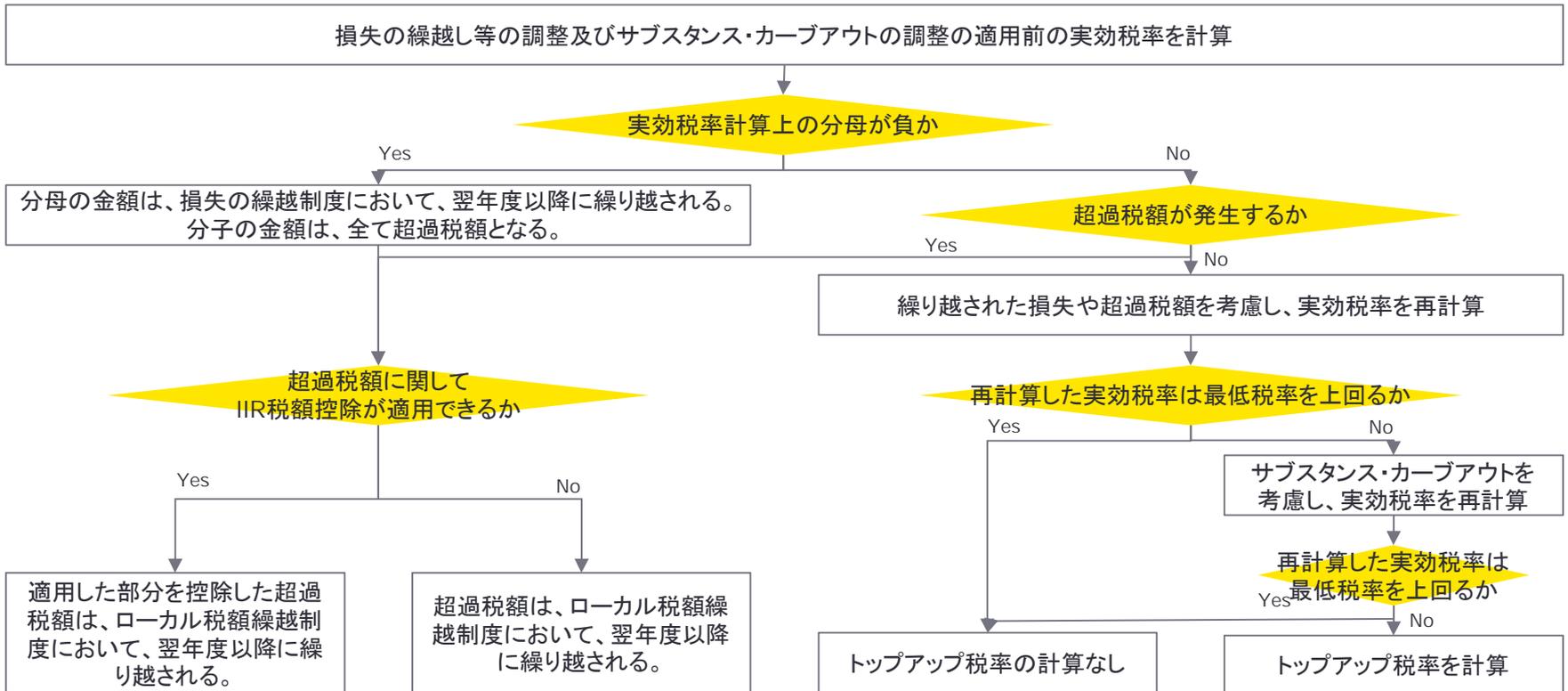
# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.2 Pillar 2に関するブループリント

GloBEルール

トップアップ税額の計算

- ▶ 損失の繰越し等の調整及びサブスタンス・カーブアウトの調整は、次のように適用することが想定される。



# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.2 Pillar 2に関するブループリント

GloBEルール

トップアップ税額の計算

- ▶ なお、ここまでの計算に関して、次のような簡素化ルールが検討されている。
  - ▶ CbCRの実効税率を用いたセーフハーバー
  - ▶ デミニミス利益の除外
  - ▶ 複数年度を対象とする国又は地域別の実効税率の計算
  - ▶ 事務運営に関するガイダンス

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.2 Pillar 2に関するブループリント

### GloBEルール

### 納付方法の特定

- ▶ GloBEルールに係る納付方法は、IIRとUTPRの2つが検討されている。
  - ▶ IIRは、トップアップ税額が計算された国外の構成事業体の持分を直接又は間接に保有する親会社に対して、当該構成事業体の所得に対する比例的な持分に応じたトップアップ税額を課すもの。
    - ▶ 最終親事業体から順に、多国籍企業グループの資本関係において上位に位置する構成事業体が所在する国又は地域が、IIRの適用に関する優先権をもつ（トップダウンアプローチ）。
    - ▶ ただし、中間親会社に10%以上の少数株主が存在する場合には、その分だけ最終親事業体におけるトップアップ税額の課税が漏れることになるため、その中間親事業体が所在する国又は地域に、IIRの適用に関する優先権が移動する（スプリットオーナーシップ）。
  - ▶ UTPRは、UTPRを導入している国又は地域に所在する構成事業体（UTPR納税者）に対して、当該納税者に配分されたトップアップ税額を課すもの。
    - ▶ 配分されたトップアップ税額を税率で割り戻した金額分だけ費用控除を認めないことにより、課税を行う。
    - ▶ トップアップ税額の配分に当たっては、2つの配分方法（配分キー）が設定されている。
  - ▶ IIRはUTPRに優先して適用されることとされており、IIRで課されたトップアップ税額はUTPRにおいてトップアップ税額を配分する際に除かれる。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.2 Pillar 2に関するブループリント

STTR

概要

- ▶ STTRは、GloBEルールを補完するものとして位置づけられており、低課税国に対するグループ内支払によるBEPSに対して、直接対処する条約ベースのルールとされている。
- ▶ STTRでは、条約締結国の居住者である事業体が行う個別の支払ごとに適用の検討を行い、適用される場合、名目税率が最低税率を下回るかを確認する。最低税率を下回るときには、名目税率が最低税率を下回る部分の額だけ追加の源泉税が課される。
  - ▶ 名目税率は、法定税率に、その支払又はそれを受取る事業体に直接関連する優遇税制を調整した税率とされる。
  - ▶ 最低税率は、GloBEルールの最低税率より低くすることが検討されている。
- ▶ STTRは、GloBEルールの実効税率の計算において考慮されることから、GloBEルールに優先して適用される。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.2 Pillar 2に関するブループリント

STTR

対象となる支払

- ▶ STTRの対象となる支払は、次の要件をいずれも満たす取引である。
  - ▶ 共通支配下にある者間の支払（個人に対する支払や個人から受け取る支払を除く）
  - ▶ リストに記載された支払（源泉地国のPE）
    - ▶ リストは検討中とされるが、利子、ロイヤリティ等のほか、マーケティング・調達等の中間サービス(intermediary service)の対価としての支払を含めることが検討されている。
  - ▶ 収益性の低い支払ではない支払
    - ▶ 収益性の低い支払とは、一般に、支払いを受ける者の原価であるもの又は原価に一定の利益を乗せて計算されるものであってその利益率が合意された利益率を超えないものとされる。
- ▶ ただし、次のものは、STTRの対象となる支払から除外される。
  - ▶ GloBEルールにおいて、除外事業体とされる事業体を受ける支払
  - ▶ 重要性による閾値未満の支払
    - ▶ 多国籍企業グループの規模に基づく閾値、支払いを受ける関連する者が所在する国又はGDPに応じた対象となる支払いの額に基づく閾値、対象となる支払の総額の支払者の原価を除く総支出に対する比率に基づく閾値等が検討されている。
    - ▶ 後者2つの閾値は、支払時点での適用が困難であることから、運営方法が別途検討されている。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶2. 報告書等▶2.3 経済インパクト分析

### 経済インパクト分析の概要

- ▶ 経済インパクト分析は、作業計画において行うこととされたものである。
- ▶ 経済インパクト分析では、次の分析を行っている。
  - ▶ Pillar 1及びPillar 2の税収に係る影響
  - ▶ Pillar 1及びPillar 2の投資及び経済活動への影響
- ▶ また、当初予定されていなかったものの、新型コロナウイルス感染症(以下「COVID-19」という。)の蔓延を踏まえて、COVID-19による影響の考察を行っている。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.3 経済インパクト分析

### 経済インパクト分析の結果

### Pillar 1及びPillar 2の税収に係る影響

- ▶ Pillar 1及びPillar 2の税収に係る影響は、次のとおり。
  - ▶ 法人所得税収が割合で1.9%から3.2%、1年あたりの金額で500-800億米ドル増加する可能性。
  - ▶ Pillar 2による税収増に米国のGILTI税制による税収増を合わせた場合、法人所得税収が割合で4%、金額で600-1,000億米ドル増加する可能性。

	法人税収の増加幅	法人税収の増加額 (単位:億米ドル)
Pillar 1		
Amount Aのみ	0.2%-0.5%	50-120
Pillar 2		
直接増収増	0.9%-1.7%	230-420
利益移転減による税収増	0.8%-1.1%	190-280
Pillar 2計	1.7%-1.8%	420-700
Pillar 1及びPillar 2計	1.9%-3.2%	470-810
米国GILTI税制	0.4%-0.8%	90-210
合計	2.3%-4.0%	560-1,020

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD ▶ 2. 報告書等 ▶ 2.3 経済インパクト分析

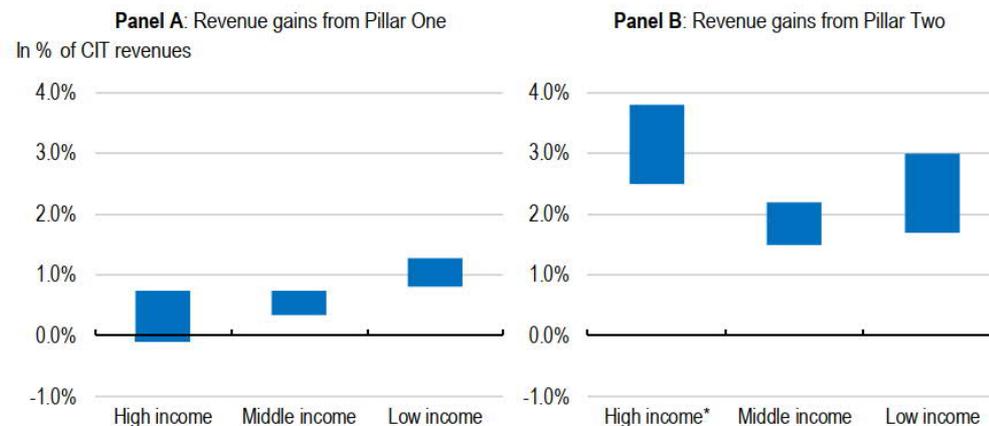
### 経済インパクト分析の結果

### Pillar 1及びPillar 2の税収に係る影響

- ▶ 国又は地域グループ別分析の結果は、次のとおり\*。
  - ▶ 平均すると、低所得国、中所得国及び高所得国は、いずれもPillar 1及びPillar 2から税収増を得る。
  - ▶ 税収増は、Pillar 1で比較的小さく、Pillar 2で大きい。
  - ▶ 2つのPillarを合わせた税収増の幅は、低所得国、中所得国及び高所得国の全ての所得階級別国グループにおいて似た傾向を示している。

Figure 1.1. Estimated effect of the proposals on tax revenues, by jurisdiction groups

Estimates based on illustrative assumptions on the design and parameters of Pillar One and Pillar Two



\* Excluding the United States (given illustrative assumption that the US GILTI would co-exist with Pillar Two)

(\*) OECD, "Tax Challenges Arising from Digitalisation – Economic Impact Assessment, Inclusive Framework on BEPS, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project", OECD Publishing, 2020. p 18

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

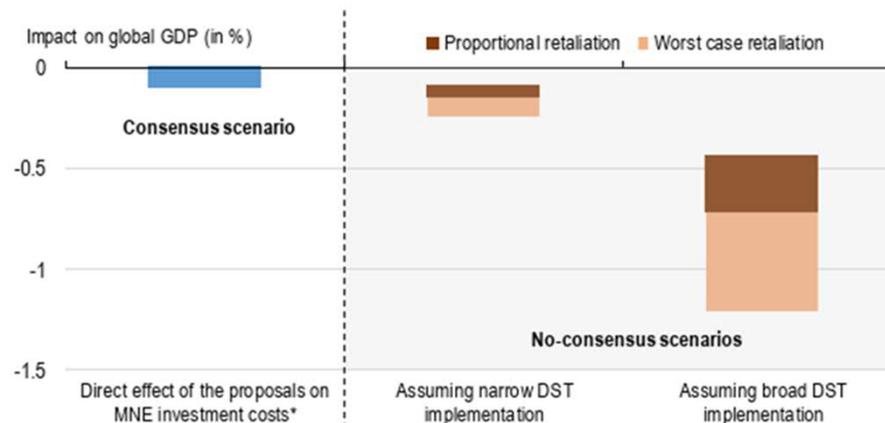
## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.3 経済インパクト分析

### 経済インパクト分析の結果

### Pillar 1及びPillar 2の投資及び経済活動への影響

- ▶ 合意に達しなかった場合の世界経済へのインパクト分析の結果は、次のとおり\*。
- ▶ 国際的に合意に達しなかった場合の世界GDPへの負のインパクトは、国際的合意に達し実施されたときの負のインパクトを大きく上回ると結論付けている。

Figure 1.2. Estimated effect on global GDP in stylised scenarios



\* The proposals would also have positive impacts on GDP through indirect channels (e.g. increased tax certainty, reduced need to increase other distortive taxes) which are not quantified in this figure.

(\*) OECD, "Tax Challenges Arising from Digitalisation – Economic Impact Assessment, Inclusive Framework on BEPS, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project", OECD Publishing, 2020. p 20

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 OECD▶ 2. 報告書等▶ 2.4 パブリックコンサルテーション

### パブリックコンサルテーションの概要

- ▶ Pillar 1及びPillar 2に関して、それぞれのブループリントの公表に合わせて、パブリックコンサルテーション文書が公表された。
- ▶ また、2021年1月14日及び15日、パブリックコンサルテーションが開催された\*。
  - ▶ Pillar 1に関するパブリックコンサルテーションでは、主に次の内容について議論された。
    - ▶ Amount A に関する複雑さの軽減
    - ▶ 税の安定性と税の確実性及び運用
  - ▶ Pillar 2に関するパブリックコンサルテーションでは、主に次の内容について議論された。
    - ▶ 課税標準及び簡素化オプション
    - ▶ パブリックコンサルテーションから派生した論点

(\*) 本書では記載していないが、報告書においては、パブリックコンサルテーションにおける主なパネリスト等の意見を紹介している。

## 第2節 EU

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第2節 欧州連合▶ 1. 経緯

- ▶ 主な出来事は、次のとおり。

日程	出来事
2018年3月	欧州委員会による「重要なデジタル存在の法人課税に関連する指令案」及び「デジタルサービス税に係る指令案」の公表
2020年5月	欧州委員会によるCOVID-19に関連する経済対策及びその財源案の公表
2020年7月	欧州理事会による上記欧州委員会提案の承認
2020年10月	欧州委員会による2021年作業計画の公表
2021年1月	欧州委員会による <u>デジタル課金へのロードマップ</u> の公表

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

---

## 第2節 欧州連合▶ 2. 報告書等▶ 2.1 デジタル課金へのロードマップ

---

### デジタル課金へのロードマップの目的

- ▶ デジタル課金へのロードマップは、市民及び関係者に欧州委員会の計画を説明し、計画のフィードバックを得て欧州委員会における作業の参考にすることを目的としている。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第1節 欧州連合▶ 2. 報告書等▶ 2.1 デジタル課金へのロードマップ

### デジタル課金へのロードマップ概要

- ▶ デジタル課金の目的は、デジタルビジネスに従事している企業からより公平な貢献を求める施策の構築とされている。
- ▶ OECDで検討されている施策に加えて、以下の政策オプションを検討している。
  - ▶ EU内で一定のデジタル活動を行っている企業に適用される追加法人所得税
  - ▶ EU内での一定のデジタル活動が生み出す収入に対する税
  - ▶ EU内での事業者間で行われるデジタル取引に対する税
- ▶ なお、政策オプションの検討要素として、以下があげられている。
  - ▶ スコープ
    - ▶ デジタル経済で活動する企業の異なったビジネスモデルを考慮する。
  - ▶ 国際的な義務
    - ▶ 二重課税排除のための租税条約との関係を検討する。
  - ▶ 公正さ
    - ▶ 企業の規模、種類及び活動に関わらずインパクトを検討する。
  - ▶ 潜在的な納税態度に係る反応
    - ▶ 新しく導入される税や課金の納付を回避する動機を軽減するデザインを検討する。
  - ▶ 将来を見通したデザイン
    - ▶ デジタル経済の将来の発展を見通し、企業に税に係る確実性を提供する。

## 第3節から第7節 各国

## 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

### 第3節から第7節 各国▶ 1. 経緯

▶ 主な出来事は、次のとおり。

日程	国	出来事
2018年12月	ドイツ・フランス フランス	ドイツ、フランスの財務大臣による共同宣言 施行日を含めたフランスDSTに関する法案を公表
2019年1月	OECD	ポリシーノート公表
2019年5月	OECD	作業計画の公表
2019年6月	G20 G20	G20財務大臣中央銀行総裁会議 (福岡) G20首脳会合 (大阪)
2019年7月	米国 英国 フランス	USTRIによるフランスDSTに対する調査の開始 英国DSTに関する法案及びガイダンスの公表 フランスDST法案の可決。1月1日に遡って施行
2019年10月	G20	G20財務大臣中央銀行総裁会議 (ワシントンD.C.)
2019年12月	米国 米国	USTRIによるフランスDSTに対する調査結果の報告 ムニューシン財務長官からグリアOECD事務局長への書簡

## 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

### 第3節から第7節 各国▶ 1. 経緯

▶ 主な出来事は、次のとおり。

日程	国	出来事
2020年2月	フランス	フランスDSTに関する徴収延期の発表
	米国	フランスDSTに対する措置の実施の保留
	G20	G20財務大臣中央銀行総裁会議 (リヤド)
2020年3月	英国	英国DSTの施行日を含めた法案の公表
2020年6月	米国	USTRによるオーストリア、ブラジル、チェコ、欧州、インド、インドネシア、イタリア、スペイン、トルコ及び英国のDSTに対する調査の開始
	米国	ムニューシン財務長官からフランス、スペイン、イタリア、英国の財務長官への書簡
	フランス他	フランス、スペイン、イタリア、英国の財務長官からムニューシン財務長官への書簡
2020年7月	米国	フランスDSTに対する追加措置の発表
	英国	英国DST法案の可決。4月1日に遡及して施行

## 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

### 第3節から第7節 各国▶ 1. 経緯

▶ 主な出来事は、次のとおり。

日程	国	出来事
2020年10月	OECD	Pillar 1及びPillar 2に関するブループリント並びに経済影響分析の公表
2020年10月	フランス	フランスDSTの12月の徴収実施を発表
2020年11月	G20	G20サミット (リヤド)
	カナダ	連邦政府によるFall Economic Statementの公表
2021年1月	米国	USTRによるインド、イタリア、トルコのDSTに対する調査結果の報告
	米国	フランスDSTに対する追加措置の無期限の延期の発表
	OECD	パブリックコンサルテーションミーティングの実施
	EU	欧州委員会によるデジタル課金へのロードマップの公表
	米国	USTRによるオーストリア、スペイン、英国のDSTに対する調査結果の報告

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第3節から第7節 各国▶ 2. 報告書等

- ▶ 報告書において紹介しているものは、次のとおり。

国	報告書等
米国	USTRによる各国のDSTに関する調査報告書
英国	2020年度の財政法案(DSTに関する部分に限る)
ドイツ	n/a*
フランス	DST行政ガイダンス
カナダ	Fall Economic Statement 2020 第4.8章 公正な税制

(\*) 2020年2月から2021年1月にかけて特段の動きがみられなかった。背景には、2020年7月から12月にかけて欧州連合理事会議長国であったことが考えられる。

## 第8節 経済の電子化等に係る 措置を検討する場合に 想定される論点例

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第8節 経済の電子化等に係る措置を検討する場合に想定される論点例▶ 1. 概要

- ▶ Pillar 1及びPillar 2のそれぞれに関して、我が国の税制に導入が検討される場合に想定される論点例を整理した。

### 留意点

仮に現行のPillar 1及びPillar 2に関するブループリントに沿った税制を我が国の税制に導入することが検討される場合において、Pillar 1及びPillar 2と我が国の税制との間の重複した課税を適切に排除すること、また、納税者及び税務当局の双方における円滑な事務運営を確保することに資する観点から、Pillar 1及びPillar 2と我が国税制との間で調整が必要な可能性のある事項に限って検討した。

本節では、Pillar 1及びPillar 2に関する政策的な必要性や許容性に係る論点例の整理は行っていない。また、論点例の正確性及び網羅性は、保証されない。

整理にあたっては、Pillar 1及びPillar 2に関するブループリントに沿った税制が我が国税制に導入検討されるという仮定をしているが、当該仮定は本節のためにおかれるものであり、令和3年1月31日時点でそれに関連して決定された事実はない。

本節の内容は、本書における論点例の整理であり、本書以外で具体的な検討及び決定されたものではない。

# 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

## 第8節 経済の電子化等に係る措置を検討する場合に想定される論点例▶ 2. Pillar 1

- ▶ Pillar 1に関する論点例は、次のとおり。

### Pillar 1

#### Amount A

我が国の事業者が支払事業者となる場合において、支払事業者において重複した課税とならないための規定の整備方法

我が国が市場国となる場合において、他の国又は地域に所在する支払事業者の納税義務の履行を担保する規定の整備方法

#### Amount B

租税特別措置法第66条の4第2項に従って計算した同第1項に定める独立企業間価格とAmount Bにより計算した価格の関係性の整理

関税における課税価格の取扱いの整理

## 第2章 経済の電子化に伴う税制上の課題への対応に関連する議論の状況

### 第8節 経済の電子化等に係る措置を検討する場合に想定される論点例▶ 3. Pillar 2

- ▶ Pillar 1に関する論点例は、次のとおり。

#### Pillar 2

##### GloBEルール

IIR又はUTPRによりトップアップ税額が課される内国法人における、当該トップアップ税額と当該内国法人の過年度の欠損金との通算

UTPRが課される内国法人における申告期限の取扱い等

IIR又はUTPRによりトップアップ税額が課される内国法人における、トップアップ税額が帰属する事業体から受け取る配当又はその事業体の株式等の譲渡益の取扱い等

##### STTR

居住地国における二重課税排除義務を停止する規定への対応方法

# 3 企業の海外展開に係る我が国及び諸外国の税制の概要

# 第3章 企業の海外展開に係る我が国及び諸外国の税制の概要

---

## はじめに

---

- ▶ 本書では、各国を比較する表形式で、記載する。

# 第3章 企業の海外展開に係る我が国及び諸外国の税制の概要

## 1. 税制の概要

- ▶ ここでは、各国の内国法人の課税標準及び税率を記載する\*。

日本	米国	英国	ドイツ	フランス	カナダ
<b>課税標準</b>					
▶ 全ての所得	▶ 全ての所得	▶ 全ての所得	▶ 全ての所得	▶ フランスにおいて事業を行う会社によって生み出される利益 ▶ ロイヤリティ、配当金、利子等は海外から受け取ったものでもフランスにおいて課税される	▶ 全ての所得
<b>税率</b>					
▶ 23.2%	▶ 21%	▶ 19%	▶ 15% ▶ また、連邦付加税として法人税額の5.5%が追加される	▶ 収入が2億5,000万ユーロ以下の企業; 26.5% ▶ 収入が2億5,000万ユーロ以上の企業; 27.5% ▶ また、法人税額が76万3,000ユーロを超える場合には、ソーシャル・サーチャージとして、その超える部分の3.3%が追加される	▶ 38% ▶ ただし、課税所得の13%の税額控除や州又は準州の課税所得の10%の税額控除が認められているため、法人税率は一般に15%と考えられている

(\*) 報告書では、各国の納税義務者の概要も記載している。

# 第3章 企業の海外展開に係る我が国及び諸外国の税制の概要

## 2. 法人間の二重課税に対する対応方法

- ▶ ここでは、法人間二重課税に対処する方法として、配当に対する措置と株式譲渡にかかる損益に対する措置を記載する。

日本	米国	英国	ドイツ	フランス	カナダ
法人間二重課税に対する対応方法① 配当に対する措置					
概要					
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 株式等の区分に応じ、所得から免除</li> <li>① 完全子法人株式等(持分割合100%): 100%</li> <li>② 関連法人株式等(持分割合1/3超100%未満): 100%。ただし、負債利子控除あり</li> <li>③ ①②④に該当しない株式等(持分割合5%超1/3以下): 50%</li> <li>④ 被支配目的株式等(持分割合5%以下): 20%</li> <li>▶ いずれも内国法人の株式を対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 株式の保有状況等により、所得から免除</li> <li>① 持分割合80%: 100%</li> <li>② 持分割合20%以上80%未満: 65%</li> <li>③ 20%未満: 50%</li> <li>▶ いずれも内国法人からの配当を対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 配当を受取る法人の区分に応じ、所得から免除</li> <li>① 小規模法人が受取る配当*</li> <li>② 小規模法人以外が受取る配当</li> <li>▶ 小規模法人以外が受取る配当については、原則、100%免除される</li> <li>▶ <b>外国法人からの配当も対象</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 最低株式保有要件(10%)を満たす株式等からの配当の95%を免除</li> <li>▶ ただし、銀行、金融サービス期間等は対象外</li> <li>▶ <b>外国法人からの配当も対象</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ フランス法人が一定の要件を満たす場合、株式からの配当は、その配当を支払う会社の所在地の区分等に応じ、所得から免除</li> <li>① EU又はEEAに所在しており一定の要件を満たすもの: 99%</li> <li>② ①以外: 95%</li> <li>▶ 一定の要件とは、フランス法人が5%以上の株式を保有していること、又は2.5%以上の株式かつ5%以上の投票権を5年以上保有していること</li> <li>▶ <b>外国法人からの配当も対象</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ カナダ法人が別のカナダ法人から受け取る配当は、原則、100%免除</li> </ul>
趣旨					
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 法人間の二重課税を是正するため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 法人間の二重課税を緩和又は排除するため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企業の持株会社を英国に誘致するため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 法人間の二重課税を排除するため</li> <li>▶ また、資本の移動の自由に係るEU法の要件を満たすため、ドイツの持株会社を支援するために導入された外国からの配当を免除する制度と統合された</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 法人間の二重課税を排除するため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 法人間の二重課税を排除するため</li> </ul>

(\*) 本書では記載しない

# 第3章 企業の海外展開に係る我が国及び諸外国の税制の概要

## 2. 法人間の二重課税に対する対応方法

- ▶ ここでは、法人間二重課税に対処する方法として、配当に対する措置と株式譲渡にかかる損益に対する措置を記載する。

日本	米国	英国	ドイツ	フランス	カナダ
法人間二重課税に対する対応方法② 株式譲渡にかかる損益に対する措置					
概要					
n/a	n/a	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 一定の要件を満たす株式の譲渡損益は、法人税の対象とならない</li> <li>▶ 一定の要件とは、次の3つ               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 実質的株式持分要件: 10%以上の持分の保有等</li> <li>② 譲渡法人に係る事業会社要件: 譲渡を行う法人は事業活動を目的とするものでなければならない</li> <li>③ 株式発行法人に係る事業会社要件: 株式発行法人は事業活動を目的とするものでなければならない</li> </ol> </li> <li>▶ <b>外国法人の株式に係る譲渡損益も対象</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 株式等の譲渡損益は、法人税の対象とならない。なお、譲渡益の場合、譲渡益の5%が費用として所得に加算される</li> <li>▶ 配当に対する措置と異なり、最低株式保有要件は適用されない。ただし、配当に対する措置と同様に銀行、金融サービス期間等は対象外</li> <li>▶ <b>外国法人の株式に係る譲渡損益も対象</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ フランス法人が一定の要件を満たす場合、株式の譲渡益は88%免除される。また、株式譲渡損失は、他の損失との相殺が認められない</li> <li>▶ 一定の要件とは、フランス法人が、投票権の5%以上の株式、中長期的な戦略目的により取得された株式又は公開買付で取得された株式のいずれかを2年以上保有していること</li> <li>▶ <b>外国法人の株式に係る譲渡損益も対象</b></li> </ul>	n/a
趣旨					
n/a	n/a	▶ 英国の投資基盤としての魅力を高めるため	▶ 配当に対する措置に同じ	▶ 配当に対する措置に同じ	n/a

# 第3章 企業の海外展開に係る我が国及び諸外国の税制の概要

## 3. 国外源泉所得に対する課税のあり方

- ▶ ここでは、源泉地国との二重課税の排除方法を記載する\*。

日本	米国	英国	ドイツ	フランス	カナダ
<b>源泉地国との二重課税の排除方法 ① 税額控除法</b>					
<b>概要</b>					
▶ 国外源泉所得に対応する控除限度額を限度として、法人税額から控除	▶ 国外源泉所得に対応する控除限度額を限度として法人税額から控除	▶ 国外源泉所得に対応する控除限度額を限度として法人税額から控除	▶ 国外源泉所得に対応する控除限度額を限度として法人税額から控除	n/a ▶ フランスの課税標準は、 <b>フランスにおいて事業を行う会社によって生み出される利益</b> であるため ▶ ただし、フランスの締結している租税条約上、フランス居住者に対する二重課税排除方式として税額控除方式が定められている場合には、外国税額控除が可能	▶ 事業所得と非事業所得に区分して計算 ▶ 非事業所得とは、ポートフォリオ投資に係る配当、利子等 ▶ 控除限度額を限度として法人税から控除
<b>趣旨</b>					
▶ 国際的な二重課税の排除	▶ 国際的な二重課税の排除	▶ 国際的な二重課税の排除	▶ 国際的な二重課税の排除	n/a	▶ 国際的な二重課税の排除
<b>控除限度額の計算方法</b>					
▶ 法人税額 * 調整国外所得金額 / 所得金額	▶ 法人税額 * 国外源泉所得額 / 所得金額 ▶ なお、控除限度額は、国外源泉所得のカテゴリーごとに計算	▶ 法人税額 * 国外源泉所得額 / 所得金額	▶ 法人税額 * 国外源泉所得額 / 所得金額	n/a	▶ 事業所得に対する控除限度額は、法人税額 * 国外源泉事業所得額 / 所得金額 ▶ 非事業所得に対する控除限度額は、ポートフォリオ投資に係る配当の場合その15%、利子の場合その10%

(\*) 報告書では、各国の国外源泉所得の定義の概要も記載している。

# 第3章 企業の海外展開に係る我が国及び諸外国の税制の概要

## 3. 国外源泉所得に対する課税のあり方

- ▶ ここでは、源泉地国との二重課税の排除方法を記載する\*。

日本	米国	英国	ドイツ	フランス	カナダ
源泉地国との二重課税の排除方法 ② 所得免除法					
概要					
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 一定の外国子会社(持分割合25%以上)から受ける配当の95%を所得から免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 一定の外国法人(持分割合10%以上)から受ける配当の100%を所得から免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>海外支店で得た損益は、納税者の選択により法人税の対象とならない</u></li> <li>▶ なお、配当及び株式譲渡益に関しては、法人間の二重課税への対応と一体的に対処</li> </ul>	<p>n/a</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ただし、ドイツの締結している租税条約の多くにおいてドイツ居住者に対する二重課税の調整方法として所得免除法が定められているため、<u>実質的に海外支店で得た損益は法人税の対象とならない</u></li> <li>▶ なお、配当及び株式譲渡益に関しては、法人間の二重課税への対応と一体的に対処</li> </ul>	<p>n/a</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ フランスの課税標準は、<u>フランスにおいて事業を行う会社によって生み出される利益</u>であるため</li> <li>▶ なお、配当及び株式譲渡益に関しては、法人間の二重課税への対応と一体的に対処</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外国関連会社(持分1%以上等の外国法人)からの配当は、その配当原資に基づき4つに区分した上で、それぞれ所得から控除される</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① Exempt surplusからの配当: 100%免除</li> <li>② Hybrid surplusからの配当: 50%免除等</li> <li>③ Taxable surplusからの配当: 源泉税に対する直接税額控除、現地課税に対する間接税額控除を適用した税額と同様の結果になるように計算された控除額を所得から免除</li> <li>④ Pre-acquisition surplusからの配当: 100%免除及び簿価の引下げ</li> </ol>
趣旨					
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企業の配当政策決定に対する税制の中立性</li> <li>▶ 適切な二重課税の排除の維持を継続しつつ、間接税額控除を簡素化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国外で蓄積した利益を米国に還流させ、国内投資を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 競争力のある税制の構築、国外所得に対する免税規定の適用の推進</li> </ul>	<p>n/a</p>	<p>n/a</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国際的な二重課税の排除</li> </ul>

(\*) 報告書では、各国の国外源泉所得の定義の概要も記載している。

# 第3章 企業の海外展開に係る我が国及び諸外国の税制の概要

## 4. 我が国タックス・ヘイブン対策税制に相当する措置等の概要

- ▶ ここでは、我が国タックス・ヘイブン対策税制に相当する措置の概要を記載する\*。

日本	米国	英国	ドイツ	フランス	カナダ
我が国タックス・ヘイブン対策税制に相当する措置					
概要					
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外国関係会社を原則として次の3つに分類し、その分類に応じて計算した所得のうち持分割合に応じた部分を、内国法人の所得に合算               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 特定外国関係会社</li> <li>② 対象外国関係会社</li> <li>③ 部分対象外国関係会社</li> </ol> </li> <li>▶ ①と②は所得の全部を、③は特定の所得を合算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外国支配会社が稼得する特定の所得(サブパートF所得)を、米国株主の持分割合に応じ、所得に合算</li> <li>▶ 特定の所得とは、保険所得、外国ベース法人所得等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外国子会社等の一定の所得を、英国居住者の持分割合に応じ、所得に合算</li> <li>▶ 所得合算に当たっては、初期的なテストによってCFCを5つのタイプのいずれに該当するかを確認し(複数該当する場合もある)、該当する場合には、その類型ごとの所得を計算(CFC課税ゲートウェイ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 中間会社の一定の所得を、ドイツ居住者の持分割合に応じ、所得に合算</li> <li>▶ 一定の所得とは、能動的所得以外の所得であって、低課税となっているもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 被支配会社等の所得の全部を、フランス法人の持分割合に応じ、所得に合算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外国支配関係会社の一定の所得(FAPI)を、カナダ株主の持分割合に応じ、所得に合算</li> <li>▶ 一定の所得とは、財産からの所得、能動的事業活動以外の所得、非適格事業からの所得、一部を除く財産の売買から生じるキャピタルゲイン</li> </ul>
趣旨					
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外国子会社を利用する多国籍企業に対する課税の適正化等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外国子会社を利用した課税繰延への対処</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 低税率国に所在する外国子会社又は<b>外国支店</b>を利用した租税回避の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 低税率国に所在する中間会社を利用した租税回避の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 低税率国に所在する外国子会社や<b>外国支店</b>に所得を移転し還流するという資本参加免税の濫用防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 低税率国に所在する外国支配関係会社を利用した受動的所得の租税回避の防止</li> </ul>
発動に関する要件					
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 内国法人が外国関係会社の持分を10%以上保有していること</li> <li>▶ 外国関係会社とは、居住者等株主等が50%を超える外国法人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 米国株主が持分を10%以上保有していること、かつ、その他の持分を10%以上保有している米国株主との持分合計が50%を超過していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 英国居住者が外国子会社等を支配していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 複数の居住者により持分の50%超が保有されていること、かつ、合算対象となる一定の所得を有していること、かつ、一定の所得に対する税負担率が25%未満であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ フランス法人が被支配会社等の持分を50%以上保有していること、かつ、一定の被支配会社等の所得に対する現地の課税がフランスでの課税に比べて40%以上低くなっていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 4者以下のカナダ居住者によって支配されていること</li> </ul>

(\*) 報告書では、米国のGILIT税制、FDII税制及びBEAT税制の概要も記載している。

# 第3章 企業の海外展開に係る我が国及び諸外国の税制の概要

## 4. 我が国タックス・ヘイブン対策税制に相当する措置等の概要

- ▶ ここでは、我が国タックス・ヘイブン対策税制に相当する措置の概要を記載する\*。

日本	米国	英国	ドイツ	フランス	カナダ
<b>我が国タックス・ヘイブン対策税制に相当する措置</b>					
<b>免除に関する要件</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外国関係会社の分類に応じて外国関係会社が要件に該当する場合、外国関係会社の所得は合算されない</li> <li>▶ ①は税負担率が30%</li> <li>▶ ②は税負担率が20%</li> <li>▶ ③は税負担率が20%、合算の対象となる所得の金額が2,000万円以下、合算の対象となる所得の金額がその会社の所得の5%以下</li> </ul>	n/a	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 一定の外国子会社等が、一定の要件のいずれかを満たす場合、その法人の所得の全ては合算対象から除かれる</li> <li>▶ 一定の要件とは、適用除外期間に該当すること、適用除外地域に所在すること、利益が少額であること、利益率が低いこと、税負担率が高いこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 中間会社がEU加盟国又はEEA協定国に所在する法人である場合であって、その国で実際の経済活動を行っていることと証明できるときは、中間会社の得る一定の所得は合算対象から除かれる</li> <li>▶ また、中間会社の得る一定の所得が、総収入金額の10%を超えない場合、合算対象から除かれる。ただし、一定の所得が8万ユーロ以下の場合に限られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 被支配会社等がEU加盟国に所在する場合であって、租税回避を唯一の目的としていないとき、その被支配会社等の所得は合算対象から除かれる</li> <li>▶ 被支配会社等がEU域外に所在する場合であって、租税回避以外の目的で設立されたことと証拠を提出したとき、その被支配会社等の所得は合算対象から除かれる</li> </ul>	n/a
<b>源泉地国の課税との二重課税調整方法</b>					
▶ 合算時に外国税額控除を適用	▶ 合算時に外国税額控除を適用	▶ 合算時に対応する外国税額が控除される	▶ 合算時に対応する外国税額が控除される	▶ 合算時に対応する外国税額が控除される	▶ 合算時に、対応する外国税額が控除されるのと同様の結果となるように計算された控除額が、所得から控除される
<b>法人間の二重課税調整方法</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 配当は、100%所得から免除する（孫会社まで）</li> <li>▶ 株式譲渡益は、調整されない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 合算された場合 <b>投資簿価が増額</b>され、実際に配当を受けた場合 <b>投資簿価が減額</b>される</li> </ul>	n/a	n/a	n/a	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 合算された場合 <b>投資簿価が増額</b>され、実際に配当を受けた場合 <b>投資簿価が減額</b>される</li> </ul>

(\*) 報告書では、米国のGILIT税制、FDII税制及びBEAT税制の概要も記載している。

# 第3章 企業の海外展開に係る我が国及び諸外国の税制の概要

## 5. 研究開発に関する措置の概要

▶ ここでは、研究開発に関する措置の概要を記載する。

日本	米国	英国	ドイツ	フランス	カナダ
<b>研究開発に関する措置① 税額控除に関するもの</b>					
<b>概要</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 次の3つからなる</li> <li>① 試験研究費の総額に係る税額控除制度</li> <li>② 中小企業技術基盤強化税制**</li> <li>③ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度</li> <li>▶ いずれも対象となる費用の額に対して、状況に応じて一定の割合を乗じた金額を法人税額から控除するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 次の3つの額の合計額を法人税額から控除するもの</li> <li>① 適格試験研究費が基準額を超過した額の20%</li> <li>② 適格基礎研究費の20%</li> <li>③ エネルギー研究コンソーシアムへの当該エネルギー研究費支出の20%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 次の2つからなる</li> <li>① 研究開発支出控除制度</li> <li>② 中小企業控除制度*</li> <li>▶ 研究開発支出控除制度においては、対象となる費用の13%を法人税額から控除するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 研究開発の直接人件費に従業員の社会費用を加えた金額の25%を法人税額から控除するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 次の2つの額の合計額を法人税額から控除するもの</li> <li>① 対象研究開発費が1億ユーロを下回る部分の30%</li> <li>② 対象研究開発費が1億ユーロを超える部分の5%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 科学研究及び実験開発プログラムにおいて、投資税額控除が設けられている</li> <li>▶ 原則、適格費用の15%を法人税額から控除するもの</li> <li>▶ なお、カナダでは、M&amp;P税額控除制度において、広範な税額控除が行われている*</li> </ul>
<b>趣旨</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企業の体質改善を促進するため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企業の研究開発への投資を促進するため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 民間企業の革新的な投資を政府が推進・支援するため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 助成金制度に加えて、研究開発投資の更なる促進のため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 研究開発の支援を通じた企業の競争力の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 研究開発の促進</li> </ul>

(\*) 本書では記載しない

# 第3章 企業の海外展開に係る我が国及び諸外国の税制の概要

## 5. 研究開発に関する措置の概要

▶ ここでは、研究開発に関する措置の概要を記載する。

日本	米国	英国	ドイツ	フランス	カナダ
研究開発に関する措置① 税額控除に関するもの					
控除限度額					
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 制度により異なる</li> <li>① 原則、法人税額の25%</li> <li>③ 法人税額の10%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 一般事業税額控除の中で計算され、通常税額が2万5千ドルを超過する額の25%</li> <li>▶ 繰戻し(1年)・繰越(20年)あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ なし</li> <li>▶ <u>法人税額を超える場合、還付あり</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 原則、年50万ユーロ</li> <li>▶ <u>法人税額を超える場合、還付あり</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ なし</li> <li>▶ 法人税額を超える場合、繰越(3年)あり</li> <li>▶ 3年後に控除しきれない場合、<u>還付あり</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ なし</li> <li>▶ 法人税額等を超える場合、繰戻(3年)・繰越(20年)あり</li> <li>▶ 原則、還付なし</li> </ul>
対象となる費用					
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 制度により異なる</li> <li>① 損金の額に算入される試験研究費 試験研究費とは、製品の製造・技術の改良、考案・発明に係る試験研究のために要する費用又は対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する費用</li> <li>③ 損金の額に算入される特別試験研究費 特別試験研究費とは、試験研究費のうち、大学等と共同して行う試験研究等に係るもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ それぞれで異なる</li> <li>① 適格研究費 適格研究費とは、内部及び外部委託研究に対する支払額又は発生費用の合計額</li> <li>② 適格基礎研究費 適格基礎研究費とは、特別の商業目的を持たない科学知識の発展のための基礎研究への支払額</li> <li>③ エネルギー研究コンソーシアムへの研究費の支出額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 制度により異なる</li> <li>① 適格の研究開発活動から生じる費用(委託業者への支払及び委託費の支払いを除く)と適格の研究開発活動から生じる費用(委託業者への支払及び委託費の支払い)の65%の合計額 適格の研究開発活動とは、法人が科学的又は技術的に不確実な活動を試みることによってリスクをとるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象となる研究活動に係る直接人件費及び社会保障費用</li> <li>▶ 対象となる研究開発活動は、基礎研究、産業研究又は実験開発研究。純粋な製品開発は対象とならない</li> <li>▶ 大学との共同研究費用や委託研究に係る人件費は、その60%が対象となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象研究開発費</li> <li>▶ 対象研究開発費とは、対象研究開発活動から生じる費用</li> <li>▶ 対象となる研究開発活動は、基礎研究、応用研究、実験開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 適格費用</li> <li>▶ 適格費用とは、製造、加工又は特定の活動のために取得された新しい機器、設備及び建物の費用並びに科学研究及び開発の費用</li> </ul>

# 第3章 企業の海外展開に係る我が国及び諸外国の税制の概要

## 5. 研究開発に関する措置の概要

▶ ここでは、研究開発に関する措置の概要を記載する。

日本	米国	英国	ドイツ	フランス	カナダ
研究開発に関する措置② 加速償却に関するもの					
概要					
n/a	n/a	▶ 研究開発活動に関する固定資産に対して、100%の償却をあたえるもの	n/a	n/a	n/a ▶ なお、カナダでは、CCA加速償却制度において、広範な加速償却があたえられている*
趣旨					
n/a	n/a	▶ 研究開発活動に使用される <b>固定資産への投資の促進</b>	n/a	n/a	n/a
対象となる資産					
n/a	n/a	▶ 適格の研究開発活動から生じる資本的支出 ▶ 適格の研究開発活動は、税額控除に関する措置と同様 ▶ なお、土地又は土地の権利の取得にかかる支出は、原則として対象外	n/a	n/a	n/a

(\*) 本書では記載しない

# 第3章 企業の海外展開に係る我が国及び諸外国の税制の概要

## 5. 研究開発に関する措置の概要

- ▶ ここでは、研究開発に関する措置の概要を記載する。

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス	カナダ
研究開発に関する措置③ 費用計上の時期の選択に関するもの						
概要	n/a	▶ 研究開発支出を費用として控除するか、 <u>資産計上した上で償却する</u> かの選択を可能とするもの	n/a	n/a	n/a	▶ 科学研究及び実験開発プログラムにおいて設けられている、研究開発支出をプールし、翌年度以降に繰り越すことを可能とするもの
趣旨	n/a	▶ 研究開発活動に係る費用計上時期に選択可能性を与えるため	n/a	n/a	n/a	▶ 研究開発の促進
対象	n/a	▶ 対象となる費用は、研究開発支出 ▶ 研究開発出とは、納税者の事業の発展に寄与するような情報の発見を目的とする試験及び実験に関する支出等	n/a	n/a	n/a	▶ 当期の科学研究費用 ▶ 当期の科学研究費用とは、設備投資費用を除く、試験研究を行うために要する人件費、原材料費等

# 第3章 企業の海外展開に係る我が国及び諸外国の税制の概要

## 5. 研究開発に関する措置の概要

▶ ここでは、研究開発に関する措置の概要を記載する。

日本	米国	英国	ドイツ	フランス	カナダ
研究開発に関する措置④ 研究開発の成果に伴う所得の免除に関するもの (パテントボックス)					
概要					
n/a	n/a	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 一定のライセンス等から得た利益から一定の金額を控除した金額の法人税率を10%とする</li> <li>▶ 一定のライセンス等から得た利益の算定では、ライセンス料等から費用の控除を行う</li> <li>▶ 一定の金額の控除においてはルーティンリターン等の控除を行う</li> </ul>	n/a	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 一定のライセンス等から得た利益に対して、法人税率を10%とする</li> <li>▶ 一定のライセンス等から得た利益の算定では、ライセンス料等から研究開発費を控除した上で、<b>ネクサス率を乗じる</b></li> <li>▶ ネクサス率は、納税者で直接発生した費用の130%が研究開発費の総額に占める割合</li> </ul>	n/a
趣旨					
n/a	n/a	▶ 事業横断のイノベーション、研究開発の促進、英国における特許及び研究開発の商業化の支援	n/a	▶ フランス国内の研究開発活動の促進	n/a
対象となる所得					
n/a	n/a	▶ 一定のライセンス等から得た利益 一定のライセンス等とは、 <b>特許権等を能動的に保有しているものが実施するライセンス等</b>	n/a	▶ 一定のライセンス等から得た利益 一定のライセンス等とは、営利目的で法人によって使用されている資産からのライセンス料等	n/a

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革及び事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務及びトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとはアーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体又は複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法やデータ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて、詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編、移転価格等における豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja\\_jp/people/ey-tax](https://ey.com/ja_jp/people/ey-tax)をご覧ください。

[ey.com/ja\\_jp](https://ey.com/ja_jp)

## 免責事項

本書は、会計、税務その他の専門的なアドバイスを行うものではありません。

EY税理士法人及び他のメンバーファームは、本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。